

【事業報告付属明細書 1】

(1) 東法連の平成26年度税制改正要望事項

1. 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税率の引き下げ

企業活動の国際化が進む中で、各国の法人税の引き下げ競争が激化している。平成23年度の税制改正において実効税率の引き下げが行なわれたが、諸外国から更なる引き下げ案が発表されている。平成24年4月1日より東日本大震災の復興財源を確保するための復興特別法人税の上乗せが適用され、日本の法人の税負担は諸外国に比較して依然として相対的に重く、国際競争力の維持、国内産業の空洞化防止の観点から実効税率を30%以下とするよう求める。

② 中小企業軽減税率の引き下げ等

中小企業は我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている。平成23年度の税制改正において税率の引き下げが行なわれたが、中小企業軽減税率については、時限措置ではなく恒久化するとともに、中小企業の厳しい経営環境や復興特別法人税の課税を踏まえ、一層の引き下げを求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。

③ 交際費課税制度の見直し

平成24年度の税制改正で、中小法人（資本金1億円以下の法人）に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長され、平成25年度の税制改正では800万円以下の交際費について全額損金算入可能となったが、交際費は中小企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものである。特例の延長ではなく恒久化、更なる定額控除限度額の引上げを求める。

④ 中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度の拡充

中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度については、繰り戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度への延長を求める。また、欠損金の繰り戻し還付制度は、中小企業に限定して適用されるが、対象企業の拡大も求める。

⑤ 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外

については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

(2) 所得税

経済活性化、及び高齢者を中心として安定的な資産形成という観点から、非課税投資額の拡大など日本版ISA（NISA）の拡充を求める。

(3) 資産課税

①事業承継税制

平成25年度税制改正において、適用要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善がはかられた。

しかしながら中小企業の本税制のさらなる利用促進を図るためには残された課題は多い。中小企業の円滑な事業承継を図る観点から以下の要件の見直しを求める。

- ・ 相続税の納税猶予割合の100%への引上げ
- ・ 発行済議決権株式の総数上限（3分の2）の撤廃
- ・ 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・ 贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設
- ・ 雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。
- ・ 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

②相続税

平成25年度税制改正において基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増を招くことが推察される。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

また少子化対策の観点から、法定相続人 1 人あたりの控除額 600 万円の引上げを
求める。

③相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもと
に行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落し
ていた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価
額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価
格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

(4) 消費税

消費増税法が成立し消費税率の 2 段階引き上げが決まったことで財政健全化に一
歩踏み出したが残された課題は多い。財政健全化のためには、行財政改革を強力に推
進し歳出削減の徹底などについて不断の努力を行うことと同時に経済活性化のため
の実効性のある成長戦略が不可欠である。

消費税の段階的引き上げについては、中小企業者の間で価格転嫁についての不安が
大きい。円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十
分に把握し、より徹底した対策が講じられ、それが確実に実行されるよう求める。

また逆進性対策として軽減税率の導入が検討されているが、合理的な適用品目の線
引きの困難性、減収分の財源確保、低所得者対策としての効果に比ベインボイス導入
等のコストが大きいなど課題は多く、特に中小企業者にとっては極めて負担が大きい
ことから軽減税率の導入は避けるべきである。

(5) 地方税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については長期的な地価下落が続く中、特に都市部において重税感が高
まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点 150 万円の引き上げ及び 30 万円未
満の少額減価償却資産の非課税化を求める。

③事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻

害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

2. 震災復興

(1) 支援体制の強化

被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけではなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

(2) 復興特別法人税・復興特別所得税

平成23年度の税制改正において復興財源として復興特別法人税と復興特別所得税が施行された。

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その使途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別税が恒久化することがないよう求める。

3. その他

(1) 社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）

社会保障・税の共通番号（マイナンバー）法案が成立した。行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、個人情報の流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。

個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

(2) 創業企業にかかわる税制上の支援

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

ア 法人税の軽減

イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）

ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止

エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程度）

(3) 印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性の観点から廃止を求める。

(4) e-Tax 控除（電子証明書等特別控除）

e-Tax 控除については平成24年度分の確定申告にて廃止されたが、今後更なる普及を推進するためにも特別控除を復活するよう求める。

(2) 東法連の平成26年度税制改正追加要望事項

1. 中小企業投資促進税制

中小企業は地域経済や雇用の中心的な役割を担い、我が国経済の成長や国際競争力を支える存在である。我が国経済の持続的な成長や生産性向上・品質向上には中小企業の設備投資を活性化させることが必要不可欠である。

また中小企業は、大企業に比べ財務基盤や資金調達力が弱く、中古設備によって設備投資を行なう企業が多い。

以上を踏まえ、対象設備の拡大（中古設備の追加等）、償却率・税額控除率の引き上げ（即時償却）等の拡充および適用期間の恒久化を求める。

2. 少額減価償却資産特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、中小企業の償却資産管理や納税等の事務負担を軽減する制度として中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化を求める。

そして更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価格の引上げおよび取得合計額の上限撤廃を求める。

3. 少額資産の固定資産税

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

【事業報告付属明細書2】 平成25年度 単位会別会員数

会名	平成26年3月末 稼働法人数	総会員数		年度間増減数	加入率 (%) 平成26年 3月31日
		平成25年 4月1日	平成26年 3月31日		
麴町	5,723	1,559	1,483	-76	25.9
丸の内	2,392	597	574	-23	24.0
神田	11,418	4,501	4,312	-189	37.8
日本橋	8,602	4,793	4,521	-272	52.6
京橋	13,770	4,114	3,713	-401	27.0
芝	12,265	3,758	3,537	-221	28.8
四谷	14,010	2,652	2,491	-161	17.8
麻布	10,494	2,451	2,384	-67	22.7
小石川	5,302	1,731	1,684	-47	31.8
本郷	5,325	1,758	1,645	-113	30.9
上野	7,270	3,587	3,452	-135	47.5
浅草	7,566	2,894	2,837	-57	37.5
品川	10,358	2,944	2,894	-50	27.9
荏原	4,069	1,584	1,533	-51	37.7
大森	7,187	1,960	1,896	-64	26.4
雪谷	5,379	1,418	1,381	-37	25.7
蒲田	8,628	3,570	3,420	-150	39.6
世田谷	11,726	1,988	1,945	-43	16.6
北沢	7,254	2,189	2,039	-150	28.1
玉川	9,075	2,074	2,013	-61	22.2
目黒	9,530	2,973	2,879	-94	30.2
渋谷	23,447	6,800	6,634	-166	28.3
新宿	13,991	3,501	3,360	-141	24.0
中野	8,300	2,221	2,140	-81	25.8
杉並	6,933	1,789	1,695	-94	24.4
荻窪	2,986	2,314	2,395	81	80.2
板橋	10,272	6,250	6,161	-89	60.0
練馬東	7,627	3,071	2,994	-77	39.3
練馬西	5,903	2,309	2,227	-82	37.7
豊島	16,279	3,901	3,722	-179	22.9
王子	8,598	4,309	4,013	-296	46.7
荒川	5,944	2,353	2,245	-108	37.8
足立	8,017	3,192	3,124	-68	39.0
西新井	6,852	5,367	5,377	10	78.5
本所	6,132	3,124	3,021	-103	49.3
向島	2,815	2,058	2,053	-5	72.9
葛飾	9,917	4,381	4,157	-224	41.9
江戸川北	11,101	5,254	5,193	-61	46.8
江戸川南	4,410	1,952	1,980	28	44.9
江東西	5,742	2,303	2,053	-250	35.8
江東東	4,542	2,011	1,925	-86	42.4
青梅	6,248	2,685	2,641	-44	42.3
八王子	7,396	3,447	3,390	-57	45.8
日野	3,961	1,849	1,855	6	46.8
町田	5,970	2,769	2,746	-23	46.0
立川	8,601	4,285	4,177	-108	48.6
東村山	7,483	2,963	2,853	-110	38.1
武蔵野	6,967	3,706	3,586	-120	51.5
武蔵府中	7,385	3,729	3,710	-19	50.2
合計	401,162	148,988	144,060	-4,928	35.9